

ビジネスラウンジ TOKYO309 会則

【総則】

第1条 (TOKYO309 の提供)

プレッセンス株式会社は、本会則に基づき、「ビジネスラウンジ TOKYO309」(以下「TOKYO309」という。)を提供します。

第2条 (所在地)

TOKYO309 の所在地は「東京都中央区日本橋三丁目1番8号 スターツ日本橋ビル 地下1階」とします。

第3条 (目的)

TOKYO309 は、会員自身のワークスペース、ビジネスの会合の場として、施設とサービスを会員に提供することを目的とします。

第4条 (TOKYO309 規則と諸規定)

- TOKYO309 は、TOKYO309 のすべての会員または入会申込者(以下「申込者」という。)が TOKYO309 の施設を利用し、または TOKYO309 に入会する上で守るべき規則として、本会則、TOKYO309 利用規程(以下、これらを総称して「TOKYO309 規則」という。)を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべての会員に及ぶものとします。
- TOKYO309 は、上記の他にも必要に応じて規定または規則(以下これらの規定および規則を総称して「諸規程」という。)を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべての会員に及ぶものとします。
- TOKYO309 は、TOKYO309 規則または諸規程を定めたとき、もしくはこれを変更したときは、HPに掲載するほか、TOKYO309 が適当と認める方法で会員に通知するものとします。

【会員】

第5条 (会員資格)

- 本ラウンジの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。
 - 年齢満20歳以上で、TOKYO309 規則・諸規程を遵守する方
 - クレジットカード決済が可能の方、Eメールで連絡がとれる方
 - 介助の必要なく施設を一人で利用できる方
 - 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方、これらとの交流がない方、将来に渡りこれらに該当しないことを自ら保証する方
 - 集団感染する恐れのある疾病のない方
- 会員とは、TOKYO309 が入会を認めた方をいいます。なお、入会不承認の理由は申し上げられません。
- 会員には、「プラチナ会員」「レギュラープラン」の2種類の資格を設けます。
- TOKYO309 は、第3項に定めるもの以外の種類の会員資格を設けることができます。

第6条 (会員の権利と義務)

- TOKYO309 は会員に TOKYO309 施設を提供し、会員は TOKYO309 規則および諸規程に従って TOKYO309 施設および付随するサービス(以下「TOKYO309 施設等」と総称します。)を利用することができます。なお、会員は、会員以外の TOKYO309 が指定する第三者が TOKYO309 施設等を利用することがあることを承認するものとします。
- TOKYO309 は、前項に規定する権利を除き、会員に対して、TOKYO309 施設等その他の財産にかかる所有権、質借権を含む一切の権利を認めるものではありません。
- 会員は、TOKYO309 の健全な運営に協力する義務を負います。
- 会員は、TOKYO309 の定めた月会費の支払いその他 TOKYO309 規則および諸規程に定める会員の債務を履行しなければなりません。
- 会員は、TOKYO309 規則および諸規程を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員資格を維持できるものとします。

第7条 (入会手続き)

TOKYO309 への入会を希望する方は、TOKYO309 規則にしたがって入会手続きを行うものとします。

第8条 (初回事務手数料)

入会時に支払われた初回事務手数料は、退会時、TOKYO309 の廃止時等にも一切返還されません。また、初回事務手数料は、退会後に再入会した場合にも発生するものとします。

第9条 (会員証)

- すべての会員には、会員証が TOKYO309 から貸与されます。
- 会員は、TOKYO309 から会員証の確認の要請がある場合には、従わなければならないものとします。
- 会員は、第三者に会員証を貸与することはできません。万が一、会員証の貸与・盗難その他の理由のいかんを問わず第三者が会員証により TOKYO309 施設等を利用した場合には、その利用代金の支払いを含む全ての責任は、当該会員が負うものとします。
- 会員は、次の場合は会員証を TOKYO309 に返却しなければなりません。
 - 退会するとき
 - 上記以外で、TOKYO309 が会員証の返却を求めたとき
- 会員証は第三者に譲渡、質入れ、その他担保に供することはできません。

第10条 (会員証の譲渡・貸与・担保)

会員たる地位およびこれに基づく権利は、譲渡・貸与・担保に供することができません。

第11条 (会員資格の承継)

会員が死亡した場合は死亡と同時に会員資格を失うものとし、その会員資格の承継については、これを一切認めません。

第12条 (退会)

- 会員は、TOKYO309 利用規程の定める方法で、TOKYO309 所定の退会届を提出することにより、退会申請をすることができます。
- TOKYO309 は、1か月の猶予期間を持って通知すれば会員を退会させることができます。1か月の猶予期間とは、当月中に通告し、翌月末までの利用期間をいいます。ただし、第17条除名処分の場合は1か月の猶予期間を設けません。
- 会員は、TOKYO309 を退会したときは、退会日の満了をもって、会員としての一切の権利を失い、TOKYO309 施設等を利用できなくなります。
- 会員は、退会日までに TOKYO309 に対する全ての債務を弁済しなければなりません。

【月会費および利用料金】

第13条 (月会費)

- TOKYO309 は、月会費の額、その支払い方法および支払日を決定し、また変更できるものとします。この場合の会員に対する通知は TOKYO309 の定める方法によります。
- 会員は、月会費を、TOKYO309 利用規程に従い支払う義務を負います。
- 会員は、月会費の支払債務と TOKYO309 が会員に対して負担する債務とを相殺することはできません。
- 月会費は第16条に規定する利用停止の期間中も減免されないものとします。

第14条 (利用料金等の支払)

- 月会費など利用料金等については、原則として TOKYO309 が指定するクレジットカードをご登録いただき、そのご登録いただいたクレジットカードでお支払いいただきます。なお、口座振替日その他は、当該クレジットカードにかかるカード規約等によるものとします。

2. 利用料金は、TOKYO309 利用規程に定める方法により算出されます。
3. 利用料金の支払いが期限を過ぎ、なお滞っている場合は、TOKYO309 は会員に対して適切な督促をし、また第 16 条に規定する利用停止処分もしくは第 17 条に規定する TOKYO309 からの除名処分などの決定をします。

第 15 条 (TOKYO309 規則および諸規程違反により生じる会員の債務)

会員は、会員本人またはそのゲストが TOKYO309 規則または諸規程に違反したことによって、またはこれに関連して、他の会員や TOKYO309 スタッフに対し損害を与えた場合、これを賠償する義務を負います。TOKYO309 は、当該会員に対して、損害の賠償を要求でき、この場合、当該会員はその損害全額を直ちに賠償しなければなりません。

【会員の利用停止および除名処分】

第 16 条 (利用停止処分)

1. TOKYO309 は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、また催告することなくその会員の利用を直ちに停止することができます。
 - (1) 各種手数料やオプション費用、月会費が支払われないとき
 - (2) TOKYO309 規則または諸規程に違反したとき、もしくはその疑いがあるとき
 - (3) 他の会員の迷惑となる行為をしたとき
2. TOKYO309 は前項の場合、本会則第 22 条に従って登録された住所宛てに会員の利用停止処分にかかる通知書を発送します。なお、会員の利用停止処分の開始日は本通知書の発送日とします。
3. TOKYO309 は、その裁量により、会員の利用停止を解除することができます。この場合 TOKYO309 は、本会則第 22 条に従って登録された住所宛てに停止処分解除通知書を発送します。なお、会員の利用停止処分の解除日は本通知書の発送日とします。

第 17 条 (会員の除名処分)

1. TOKYO309 は、会員が以下に該当する場合は、その裁量により、催告することなくその会員を TOKYO309 から直ちに除名することができます。
 - (1) 理由を問わずプレッセンズ株式会社または TOKYO309 の名誉体面を傷つけたとき
 - (2) TOKYO309 に法人登記をしたとき
 - (3) 会員またはそのゲストにより、その他会員や TOKYO309 利用者に対し、営利行為、営利・非営利を問わず勧誘行為を行ったとき
 - (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
 - (5) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立または手形不渡等により経済的信用を失ったとき
 - (6) 登録している現住所・電話番号・メールアドレスの未更新、あるいは誤登録の放置や虚偽登録等により、TOKYO309 が連絡を試みても、1 か月間以上連絡がつかないとき
 - (7) 会員およびそのゲストが、反社会的勢力等に該当すること、反社会的勢力等に支配されていること、または社会的勢力等との関係を有していることが判明したとき
 - (8) 会員およびそのゲストが次のアからウに掲げる行為のいずれかをしたとき(会員らが属する法人の役員、従業員または会員らの委託を受けたものによる場合を含む)。
 - ア 虚偽の事実を告げる行為
 - イ 粗野もしくは乱暴な言動、または迷惑な行為
 - ウ 暴力的な要求行為、脅迫ととれる行為、その他の違法な行為
 - (9) 不適切な行為の是正指示に従わないとき、また会員としてふさわしくないと判断されたとき
 - (10) 会員の利用停止事由が悪質と判断されるとき
2. 前項の場合、本会則第 22 条に従って登録された住所宛てに除名通知書を発送します。なお、除名処分の効力開始日は本通知書の発送日とします。
3. TOKYO309 から除名された会員は、除名と同時に、TOKYO309 施設等を利用

する権利を喪失します。

【サービス提供期間等】

第 18 条 (TOKYO309 のサービス提供期間)

TOKYO309 は 1 年ごとに会員に対する TOKYO309 施設等の提供の有無を決定するものとし、毎年 4 月以降の施設等の提供の有無について毎年 2 月末日までに会員に通知するものとします。なお、通知時期等に関して、TOKYO309 は、その裁量により適宜変更することができるものとします。

第 19 条 (ビジネスラウンジ施設等の変更)

TOKYO309 は、その裁量により、TOKYO309 施設等を変更することができます。

第 20 条 (営業日・営業時間)

1. TOKYO309 の営業日・営業時間は別途定め、ホームページ等で広報します。
2. 前項のほか、天災地変等により TOKYO309 施設が不測の損害を被った場合、または TOKYO309 施設の改修・補修が必要となった場合、TOKYO309 は、相当な期間 TOKYO309 の全部または一部を休館、閉鎖できるものとします。なお、上記休館、閉鎖の期間の月額利用料の返還はしない旨、予めご了承ください。
3. 本条により TOKYO309 を休館、一時閉鎖する場合、TOKYO309 が適当と認める方法により、会員に通知することとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではありません。

【雑則】

第 21 条 (所持品等の紛失等の責任)

TOKYO309 施設内における会員の所持品の管理は、会員の責任において行うものとし、TOKYO309 施設内において生じた盗難および紛失、事故等については、TOKYO309 は一切の責めを負いません。

第 22 条 (通知)

1. 会員は、すべての通知、請求書その他の連絡が送付される住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先住所等を TOKYO309 に登録し、登録した情報の変更等がある場合は、TOKYO309 規則および諸規程に従い直ちに TOKYO309 に届け出るものとします。登録内容の変更を行わなかったことにより会員に生じた不利益について、TOKYO309 は一切の責めを負いません。
2. 会員に送られる全ての通知および請求書その他の文書は、前項により登録された住所宛てに郵送されるものとします。料金前払郵便による通知は、それが投函された日と証明される日の翌日に送達されたものとみなされ、その送達を証明するには、通知を送付した封筒が正しく宛名され、切手が貼られ投函されたことを証明すれば足りるものとします。

附則

2016 年 9 月 13 日制定

2018 年 2 月 28 日改定

以上